

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策制度の概要

名称	新型コロナウイルス対策事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金
目的	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける宿泊業に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金を支給する。	新型コロナウイルス感染防止のため、市の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける事業者に対し、協力金を支給する。
支給対象	市内の「宿泊業」を営む事業者 ※ 「宿泊業」とは、日本標準産業分類における中分類「75-宿泊業」に該当する店舗・事業所	市内の「飲食店」を営む事業者 ※ 「飲食店」とは、日本標準産業分類における中分類「76-飲食店」に該当する店舗・事業所
給付要件	下記の要件をすべて満たす事業者 1. 市内に本店又は主たる事務所のある事業者 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月の売上が前年の月平均売上を下回った事業者 3. 市税の滞納がないこと	令和2年4月29日（水）から5月17日（日）まで店舗を休業すること* * 営業時間の短縮は対象外 テイクアウトサービス専門は対象外 閉店して、テイクアウトサービスに切り替える場合は対象
給付額	前年の月平均売上からの減少分とする。（上限額50万円）	30万円（2店舗以上は50万円）
受付期間	5月1日（金）～ 5月15日（金）	4月28日（火）～ 5月15日（金）
提出書類 （予定）	1. 給付金支給申請書 2. 2019年の売上高がわかる書類（課税関係の申告書等に添付する書類） 3. 2020年4月分の売上高がわかる書類（課税関係の申告書等に添付する書類） 4. 市税の滞納がないことの証明書類（収納課で取得） 5. 給付金支給に係る誓約書 6. 口座振替申請書 7. 営業許可書の写し	1. 給付金支給申請書 2. 直近1年間の売上高がわかる書類（課税関係の申告書等に添付する書類） 3. 給付金支給に係る誓約書 4. 口座振替申請書 5. 営業許可書の写し 6. 休業の状況が確認できる書類（
申請方法及び窓口	1. 郵送（当日消印有効） 2. 直接（ふじさんめっせ） ※様式の取得については、富士市ウェブサイトからダウンロードするか、直接商業労政課へ	
担当	商業労政課 TEL:0545-55-2907	